

平成28年12月和水町議会定例会会議録

平成28年12月9日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 平成28年12月9日午前10時00分招集
2. 平成28年12月9日午前10時00分開会
3. 平成28年12月9日午後0時15分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 庄山忠文	9番 荒木拓馬
10番 池田龍之介	11番 杉村幸敏	12番 笹淵賢吾
13番 高巢泰廣	14番 杉本和彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	松尾裕二	書記	前田聡子
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	福原秀治	教育長	小出正泰
総務課長	上原真二	総合支所長兼住民課長	石原民也
会計管理者	豊後正弘	まちづくり推進課長	高木洋一郎
税務住民課長	樋口哲男	健康福祉課長	高岡悦雄
商工観光課長	池本文雄	建設課長	坂本政明
農林振興課長	北原望	学校教育課長	吉田収
社会教育課長	荒木和富	農業委員会事務局長	石原忠邦
町立病院事務部長	池田宝生	特別養護老人ホーム施設長	坂本誠司

12. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告

- 日程第5 委員長報告
- 日程第6 議案第79号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第80号 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第92号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第81号 和水町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第82号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第83号 和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第84号 平成28年度和水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第85号 平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第86号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第87号 平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第88号 平成28年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第89号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第90号 平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第91号 字の区域の変更について
- 日程第20 陳情等の委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成28年第4回和水町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、庄山忠文君、9番、荒木拓馬君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成28年第4回和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例6件、補正予算7件、その他1件、人事2件の計16件であります。

この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

9月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にて、お手元に配付しておりますとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（杉本和彰君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成28年度和水町議会第4回定例会の開催にあたりまして、ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の御多忙な中を御出席を賜り、誠にありがとうございます。謹んで御礼を申し上げます。

12月を迎え、暖冬とは申せ、朝夕の寒気が身にしみる昨今であります。年内納めの本定例会をそろってつつがなく迎えますことを、議員各位とともに喜びといたしたいところでございます。

また、傍聴席の皆様におかれましては、御多忙な中を御来場いただき御礼を申し上げますとともに、日頃、町政に対する御理解・御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、関連死を含む、死者150名、負傷者約2,600名、住宅被害約18万棟の被害を受けた4月の熊本地震から6月の豪雨災害、それから半年以上が経過いたしました。

益城町を中心とする震央地周辺では、被災された方々の避難先も大方定まり、復旧・復興の緒に就いたとはいえ、断水世帯が、まだ500世帯も残り、損壊建物の撤去・修理・建て替え・道路の復旧整備等、すべてにおいて、これからという状況にあります。改めてのお見舞いを申し上げるとともに、一時でも早い日常生活への回復を祈らずにはおられません。

本町におきましても、一部損壊を含め、100棟余りの住宅被害に加え、菊水地区小中学校の校舎、体育館の損傷をはじめ、公共施設にも被害が及びました。特に、菊水中学校、菊水中央小学校におきましては、一時的ではあれ避難授業のやむなきに至り、児童、生徒の皆さん、保護者各位、学校現場の皆様には多大な御不便と御心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

議会の御理解もいただきまして、体育館つり天井等の対応も一旦完了し、通常に使用いただける状況となっております。

同様に社会教育施設のスカイドーム2000の復旧工事も完了し、11月下旬から供用を開始、ふれあい会館は、工事工程がやや遅れておりますけれども、工事の着手はいたしている状況でございます。

町民の皆様、利用者の皆様には、御不便と御迷惑をおかけし、議会には御心配もおかけいたしました。また、道路、農地、山林等にも多数の被害が発生いたしました。現在は、順を追って復旧工事に当たっているところでありますが、地方主要道、玉名・八女線の矢部谷峠におきまして、一部地すべりが発生し、現在も通行止めが続いております。県も発災当初は道路の復旧整備に向けて対応いただいておりますが、地すべりが判明し、今後の危険性もあることから、当面の対応として迂回道路の仮設を進めていただいております。間もなく工事着工できるかという状況でございます。

ただ、御案内のように玉名・八女線は、本町と福岡県南部を結ぶ産業経済・観光・文化の交流と地域の発展にとって重要な道路となっております。沿線のミカン、キウイ栽培の農家さんにとっては、かけがえのない道路でもございます。

抜本的な整備改善、特にトンネル建設の実現に向けて、八女市とともに更に陳情・要望活動を進めてまいり所存でございます。これらそれぞれの被害を受けられた多くの皆様には、大変気をもんでおられるかと、重々承知はいたしておりますけれども、復旧工事の集中した状況でもあり、今しばらくの御猶予をいただきますよう、御理解をお願い申し上げます。

次に、本町内の主要行事について御報告いたします。

まず、地域の活性化、人口交流事業として、11月6日、金栗翁マラソン大会を挙行し、本年は町内外約1,380名の参加がございました。遠くは奈良県から、また最高齢84歳のエントリーもあり、元旭化成谷口浩美氏をゲストランナーに、大変にぎわったところでございます。本町の誇りでもあります金栗四三先生を、その御生家も含めて、今後もしっかりと顕彰してまいりたいと思っております。

11月20日には、恒例の山太郎祭を開催いたしました。今回も前日があいにくの雨天で、関係者や地域の皆様方には、お手数をおかけいたしましたけれども、予想以上の来場者があり、ガネ飯、ガネ汁や、地域の産物情報が広がっていくことを期待するところでございます。

次に、教育・福祉関係では、9月27日、金婚等表彰式を執り行いました。本年度は、37組の金婚御夫婦、19組のダイヤモンド婚、1組のプラチナ婚の皆様と、100歳が6名、米寿99名の皆様は節目のお祝いをお迎えになりました。

10月から11月にかけて、町内保育園運動会、菊水中、三加和中学校の文化祭、和水町小中

学校音楽会、老人クラブ連合会健康福祉まつり、和水町文化祭、和水町遺族会慰霊祭等が執り行われました。

行政関係では、10月14日、熊本地震からの復旧・復興に向けた県、市町村による意見交換会が行われ、地域コミュニティ施設、消防団詰所、自治公民館等の再建支援、農家の自立復旧支援、一部損壊住宅に対する義援金等についての意見交換がなされました。つい先般、熊本地震復興基金による支援事業として通知を受けております。

住民の皆様には御説明、御案内をよくしながら、町内の受付、相談等を開始する状況でございます。

また、熊本地震で支援をいただいた全国の町村会を熊本県町村会で手分けして、御礼の訪問をさせていただきました。

11月は、全国治水砂防促進大会、全国町村長大会、国保制度改善強化全国大会、簡易水道要望活動等にも出席をいたしました。

道路整備等の要望活動におきましては、玉名・八女線、国道443号線、和仁・山鹿線の整備促進についての県への要望を行っております。

荒尾・玉名地区におきましては、玉名地域振興局による主要事業説明会が開催され、また12月に入りまして、玉名警察署年末年始特別警戒出発式が行われたところでございます。

10月2日には、菊水地区小中学校の校舎建設にかかわる住民投票を実施させていただきました。住民投票を行うこと自体に賛否両論はございましたが、町民の皆様には一定の方向性の御意向をお示しいただいたところでございます。

町民の皆様には、大変にお手をわずらわせましたけれども、結果を尊重させていただき、まずは熊本県下で唯一クリアのできていない耐震化を進め、一連の計画のもとで、統合等に向けた改修を図ってまいりたいと考えております。

先の臨時議会におきまして、耐震化のための設計委託料についての御承認をいただき、大変ありがとうございます。一刻も早く統合を実現するために、県ともしっかりと協議しながら職員とともに進んでまいりますので、今後の御理解・御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、懸案でございます和水町立病院、特別養護老人ホームきくすい荘の扱いにつきましても、議会、町民の御意見を集約しながら、検討、熟慮いたしてまいります。その上で決する所存でございます。

さらに、現在学校用地となっております町民グラウンド周辺につきましては、私自身としましては、スポーツ・健康増進の複合施設という思いがありますけれども、有効に活用するための多様な御意見もいただいてまいりたいと考えます。

企業誘致と雇用対策、子育て支援、あるいは住宅地造成、観光交流など人口減少対策は山積しておりますが、一生懸命に取り組んでまいりますので、何とぞお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会には、条例改正議案6件、平成28年度補正予算議案7件、その他議案1件、人事案2件を上程いたしております。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

むすびとなります。暖冬気味とは申せど寒気は厳しさを増しております。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、この年末を御健勝にてお過ごしいただき、新しい良き年をお迎えいただきますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

平成28年12月9日、和水町長福原秀治、以上でございます。

○議長（杉本和彰君） これで、行政報告は終わりました。

日程第5 委員長報告

○議長（杉本和彰君） 日程第5、委員長報告を行います。

行政視察研修報告について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会運営委員長の小山でございます。

ただいまから、平成28年の和水町議会議員行政視察研修報告を行います。

和水町議会では、平成28年10月26日から28日までの2泊3日の行程で、山形県内の小国町、川西町、三川町、3町で視察研修を行いました。

今回の視察研修の目的は、現在和水町が抱えております課題の中から、小国町では町立病院を核とした医療体制づくりについて。川西町では、農業振興策について。三川町では、自立のまちづくりと議会活性化について、それぞれテーマを絞って研修をお願いいたしました。

今回、初日10月26日に訪問しました山形県西置賜郡小国町は、新潟県と県境を接する人口8,034人、面積は和水町の約8倍の737平方キロの広大な面積を有しており、そのうちの9割が森林で、森と人との関わりによって育まれてきた自然と人間の新しい共存関係の実現を目指して、地域創生に取り組んでいる町であります。

町の高齢化率は、36.7%で現在保健・医療・福祉・介護の一元化を目指した包括的ケアタウン構想を推進しており、小国町立病院、健康管理センター、介護老人保健施設が一体となった施設「癒しの園」が、平成11年から平成12年にかけて、総事業費52億2,000万円で完成しております。

施設全体の面積は44,121平方メートルで、そのうち町立病院の占める敷地面積は、9,000平米となっており、病床数は55床で診療科目は、内科、外科、産婦人科、整形外科、小児科、耳鼻科、眼科、歯科の8科目で診療が行われております。

建設当時、病院の施設整備にあたっての建物規模の規制として、ベッド数1床当たり65平米の規制と、同じくベッド数の規制として70床が2割減の55床へと削減された経緯など、経営計画策定上の法的規制の説明がありましたが、一方、設計段階での基本方針の中には、大変参考になる具体的な指摘がいくつかありました。

その中で、まず現場の声や町民の声を取り上げた案を具現化していくための特別委員会を設置して、14回の委員会を開催したことや、病院スタッフの設計への積極的な参加を促したり、ランニングコストを考慮した設計の中で、施設全体の集中管理方式の採用や、障がい者にやさしい構

造設計など、数多くの知恵が集約された「癒しの園」の中核施設としての機能を有する施設整備が見事に形成されており、小国町が目指す保健・福祉・医療・介護の一元化を目指した包括ケアタウンのまちづくりが着実に浸透していることを肌で感じてまいりました。

次に、2日目、10月27日の視察研修は、東北の米どころとして有名な同じ山形県西置賜郡川西町を訪問いたしました。そして、農業振興を中心に研修を行ってまいりました。

山形県川西町は、山形県南部の置賜地方の中心に位置しており、昭和30年に1町5村が合併して以来、今年で61周年を迎えており、人口1万5,873人、世帯数5,160世帯、1世帯平均3.08人で、面積は166.60平方キロの山形県内でも屈指の丘陵地帯にあり、町の基幹産業は米を中心とした農業の町であります。水田面積約4,004ヘクタールを有し、県内では庄内平野に次ぐ米どころとして有名で、主な品種として「つや姫」「はえぬき」「コシヒカリ」などが作付けされていますが、その中でも「はえぬき」は、全国の米と食味ランキングで連続20年最高の特Aに輝く、それぞれ生え抜きのブランド米産地となっております。

川西町の主な農産物としては、水稻2,600ヘクタールで、ほとんどを占めていますが、当地の米の反当収量が13俵から14俵とれるとの説明に大変驚きました。その他の作物としては、大豆350ヘクタール、紅大豆20ヘクタール、そば150ヘクタール、アスパラガス23ヘクタールなどとなっていますが、農業経営体数は年々減少傾向にあるといわれている中で、約1,350の経営体があり、そのうち認定農業者数が、平成28年9月現在で339経営体となっております。

さらに、新規就農者が7経営体となっておりますが、町では安定した生産体制の確立を図るために、若手生産者の中からトップランナーを指定し、多様な担い手を育成することを川西未来ビジョンの施策体系の中に位置づけて、強い農業の振興に力を入れております。

川西町、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、農業産出額60億円を5カ年計画で61億円へかさ上げし、農業所得の向上を図りながら、次世代を担う人材の育成事業として、就農希望者への情報発信強化や、技術習得支援等による担い手育成、並びに農業研修生受け入れ、農業担い手としての定着支援策、更には意欲的な女性農業者を対象として認定制度の創設及び支援、育成を図るなど、きめ細かい戦略が作成されており、川西町の挑戦する農業戦力が既に動きはじめております。その背景には、川西町独自の農業振興マスタープランの策定、施行によって、水田のフル活用による農業経営の確立と農業所得の向上等を図る農業振興をはじめ、6次産業化など、組織目標や具体的な指針が明確に的確に示されており、川西町の農業に対する基幹や取り組む本気度を痛感させられました。

最後の3日目、10月28日の研修地は、同じく、山形県東田川郡三川町を訪問し、自立のまちづくりと、議会活性化について研修を行いました。

今回、山形県三川町を研修先に選んだ理由の一つには、実は合併前の旧三加和町時代に、同じ町村名を持つ4町2村で、全国みかわサミット会議を結成し、毎回輪番制で交流を深めてきた経緯がありました関係で、今回の訪問となりました。

三川町は、庄内地方のほぼ中央にあり、人口7,581人、面積33.2平方キロメートルの山形県内でも最も小さな町ですが、平成の大合併の際、唯一合併をしなかった町としても知られており、

町民一人一人がパートナーシップを組み、自立のまちづくり、協働のまちづくりに町を挙げて取り組んでおります。

三川町では、人口ビジョン及び地方創生総合戦略が、平成27年10月30日に策定され、四つの基本政策パッケージが示されております。その中で、人口減少問題は、どこも一緒に自然増減に関する過程では、2060年には4,100人まで減少するところを、総合戦略においては5,100人程度の人口を確保する計画が示されております。

そのための雇用創出と、人材育成、新しい人の流れの創出と、定住化の促進などが主力となっておりますが、更にそれに次ぐ戦略として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える環境の創出や安心・安全な暮らしを守るための地域と、地域の連携をかけながら、小さな町の新たな挑戦が始まっております。

一方、三川町議会では、議会活性化を図るために、平成23年12月13日に議会基本条例を制定し、平成24年1月1日から条例を施行しておりますが、当条例は前文と16箇条からなり、その前文の冒頭に、議会は町の最高決定機関であることを認識し、町民の意思を町政に自主的、自立的に反映させて、協働のまちづくりに参加する義務を負っていることを明記しております。

さらに、第5条では、開かれた身近な議会を实践するため、議会は町民との意見交換の場を多用に設けて、報告会などの公聴、広報活動を強化するよう制定をしております。既に、議会活動実績として、夜間議会の開催等にも取り組んでおり、公聴活動では、議員と語る会、町内会長連絡協議会との懇談会、商工会役員や農政懇談会、あるいは小中学校児童生徒との懇談会など、幅広い事業が展開されており、自立のまちづくりに向けた取り組みが目を見事に大変参考になりました。

今回、山形県内の3町を視察して感じたことは、どの町も行政施策の徹底した重点化と、その実効性を高めるため、課題を整理し、その解消に向けた具体的施策の戦略が連動した形で展開されており、地域を支える自立したコミュニティづくりが着実に浸透していることを強く感じながら、視察研修の全日程を終了いたしました。

最後に一言付け加えさせていただきますが、御案内のとおり、和水町議会では、本年4月1日から、和水町議会基本条例を施行し、町民に開かれた議会を目指すために、同条例中第5条で、情報公開の徹底と、町民への説明責任を果たすよう規定していますが、つきましては、その一環といたしまして、本年度から議員の視察研修につきましては、全議員、研修レポートを提出することになりましたので、申し添えておきます。

なお、研修レポートは議会事務局で閲覧できますので、あわせて報告し、簡単ですが、平成28年度和水町議会議員行政視察研修の委員長報告といたします。

○議長（杉本和彰君） これで、委員長報告を終わります。

日程第6 議案第79号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第79号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 説明申し上げます。

議案第79号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治。

今回の給与勧告は、民間事業所における賃金引き上げの動きを反映し、平成28年4月分の月例給において、民間給与が国家公務員給与を平均で708円、0.17%上回る結果となったため、民間に準拠する引き上げ改定となったものでございます。

また、今回は扶養手当の改定について勧告されております。これは女性職員の就労状況の変化により、配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合が減少傾向にあることから、配偶者に係る手当額を引き下げ、子育て支援策として、子に係る扶養手当を引き上げることとされております。

この手当額の引き上げ、引き下げは、平成30年度までの段階的に行われるものでございます。

具体的な改正内容について、御説明を申し上げます。

この議案は、本則第1条と第2条、施行日が異なる関係で、それぞれ条立てとして規定をしたところでございます。

まず、議案の第1条でございます。第1条に係る新旧対照表、1ページをご覧いただきたいと思っております。

第19条が書かれてございます。勤務手当の支給割合の制限、一定の割合を超過をしてはならないという規定の内容でございます。

第2項、第1号は、再任用職員以外の職員が支給を受ける勤勉手当支給率を改定しているもので、100分の85、6月に支給する場合においては、100分の80、12月に支給する場合においては100分の90に改め、第2号の再任用職員が支給を受ける勤勉手当支給率を100分の37.5から6月に支給する場合においては、100分の37.5、12月に支給する場合においては、100分の42.5に改正しております。

再任用職員以外の職員は、年に0.1月分、再任用職員を年に0.05月分引き上げることとして、12月の支給分に加算するものでございます。

また、以下別表第1の行政職給料表（1）と、6ページ以降は別表2として、医療職給料表（1）～（3）を改定しております。

改正の特徴といたしましては、民間給与との均衡を図るため、若年層の引き上げに重きが置かれておるところでございます。400円から1,500円程度の引き上げがっております。

第1条に関する附則について、御説明を申し上げます。議案書の18ページをお開きください。

すみません、申し訳ございません、飛び飛びになりまして。

附則第1項の前段で、この条例は公布の日から施行するとしており、今説明いたしました第1条の施行日を示すものであります。

附則第2項におきましては、第1条の改正は、平成28年4月1日から適用するとしております

ので、遡及して適用するものでございます。

また、附則第3項の給与の内払いについてですけれども、第1条の改正前に支払われた給与は、改正後に支払われる給与の内払いとみなして、その差額を支給することで調整する規定でございます。

次に、議案の第2条について、御説明を申し上げます。

第2条は、扶養手当に関する改正と、勤勉手当に係る来年度以降の改正でございます。第2条に関する新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

1ページの扶養手当に関する第9条第2項の改定でございますが、これまで子と孫に係る扶養手当は同額となっておりますが、今回の改正により、子と孫の支給額が異なることになりましたので、第2号におきまして、同列記載の子と孫を第2号と第3号に分けて規定をしております。

同条第3項は、扶養手当の額を規定しております。配偶者に係る手当額が1万3,000円から6,500円に、子に係る手当が6,500円から1万円に改正されます。

また、独身の職員に扶養親族がある場合には、そのうち1人については、増額して1万1,000円の手当が支給されておりましたが、この増額措置がなくなります。これらの支給額に関する改定は、平成30年度まで3年間、毎年段階的に行われるもので、最終的な改定額をここに規定をいたしております。詳しくは、後ほど附則の中で御説明をしたいというふうに思います。

第10条第1項は、職員の扶養親族に係る届出の規定であります。第1項中の括弧書きの部分と、2ページの第3号、4号を削っておりますのは、前条第3項の改正によりまして、配偶者の有無にかかわらず、扶養親族に係る手当額が同額となったことから、この改定を行っております。

続きまして、第10条第2項は、手当の支給開始に関する規定で、2行目から4行目にかけて、改正は前項の改定に関連するものですが、法律の表現にならった改正であり、制度の意味合いが変わるものではございません。

また、8行目のひらがなの「すべて」を漢字の「全て」に改定しておりますのは、常用漢字表記の改訂等により漢字で表現することとなったものでございます。

第3項につきましては、扶養親族の手当に係る変更が生じたものの場合の改定の適用について、規定したものでございます。ここの改定につきましては、号立てとして整理をしておりますけれども、法の改正内容に合わせたものでございます。

4ページ以降の第9条、勤勉手当の改正について、御説明いたします。

まとめますと、議案書の第1条では、勤勉手当の支給額について、再任用職員以外の職員は、年に0.1、ひと月分、再任用職員につきましては、年に0.05月分を12月の支給分に一括加算して支払うという内容でございます。

第2条では、平成29年度以降の支給について、増加分を6月と12月に均等に振り分けて加算する規定でございます。

第2条に関する附則につきまして、御説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。

まず、附則第1項で、第2条に関する施行日は、平成29年4月1日といたしております。

議案書の19ページの第4項には、先ほど扶養手当の増額、減額を平成30年度までに段階的に行われると申しました。いわゆる本則の特定を規定したものでございます。段階的に行われることを規定したというところでございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

日程第7 議案第80号 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第80号「和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第80号、和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月9日、和水町長、福原秀治。

改正の目的といたしましては、働きながら育児や介護がしやすい環境を更に進めるために、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして、地方公務員の育児・介護支給に係る規定が見直されたことによるものでございます。

具体的な改正内容について説明を申し上げます。

この条例の改正についても、先の議案と同様に本則の第1条、第2条の施行日が異なります関係で、それぞれ条立てとして規定をいたしております。

それでは、まず第1条関係、新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

第7条の3第1項の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によるものです。育児休業等の対象となる、この範囲が見直され、特別養子縁組の監護期間中の子ども及び養子縁組、里親に委託されている子が付け加えられたものでございます。

続きまして、第7条の3第4項では、第1項に規定する子を養育する職員と、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員を同様として規定しており、職員がこれらの子、または要介護者を養育、または介護するために請求した場合には、特別な場合を除き、深夜勤務及び長時間の時間外勤務をさせることができないという規定でございます。

次に、介護時間について、御説明をいたします。新旧対照表の3ページをお開きいただきたいと思います。

第10条では、休暇の種類に「介護時間」を追加いたしております。また3ページから4ページにかけて、第14条の2を新設し、介護時間について規定しているものでございます。介護時間とは、1日につき2時間を限度に要介護者の一の継続する状態ごとに連続する最長3年の以内において取得することができるもので、無給休暇であります。また、第16条では、介護時間は任命権者の承認を受けることとしております。

続きまして、3ページにちょっと戻っていただきまして、第14条の介護休暇についてですけれ

ども、これまで一の介護状態ごとに連続する6カ月の期間内で必要と認められる期間を1回だけ取得することができました。今回の改正によりまして、最大6月の取得期間の上限は変わりませんが、3回以内に分割して取得できるようになったものでございます。

以上、第1条に関する施行日等につきましては、議案書の2ページをお願いしたいと思います。先ほどと一緒に、附則第1項に掲げてございます。

附則第1項に、この条例は、平成29年1月1日から施行するとしておりますので、第1条につきましては、明けて1月1日からの施行となります。

附則第2項では、経過措置の規定を設けております。第14条第1項の改正によりまして、任命権者が職員の介護期間を指定することになりますけれども、第1条の施行日である平成29年1月1日をまたいで介護休暇を取得中の職員についても、附則第2項に基づき、介護期間を再度指定するというものでございます。

次に、議案書における第2条の改正について御説明をいたします。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行によって、児童福祉法6条の4が改正され、養子縁組、里親が義務付けられております。これは、法整備による文言の統一を図るものでございます。施行日、附則第1項に規定しておりますが、法の施行日に合わせて、平成29年4月1日といたしておるところでございます。

以上で、説明を終わります。

日程第8 議案第92号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第92号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第92号、和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治。

提案理由につきましては、先の議案第80号と同様でございますけれども、総務省から具体的な条例の改正案が、12月2日付けで示されたために、別議案とさせていただきます。

改正内容について説明を申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

第2条第3号ア、（イ）を全部改正しております。この条例において、地方公務員の育児休業等に関する法律の略称として、育児休業法といたしております。

育児休業法第2条の第1項中の育児休業をすることができない職員を条例で定めることとされており、この条、第2条に規定しているものでございます。

わかりづらうございますが、第2条の第3号に、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員となっております。ですから、次の行から記されている、（ア）から（ウ）の全てに該

当する非常勤職員は、逆に申し上げますと、育児休業をすることができることとなります。

(イ)の改正は、育児休業法第2条第1項の改正に伴うものでございまして、養育する子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子ども及び養子縁組、里親に委託されている子等を加えるなどの改正です。育児休業の一部改正の案でございます。

わかりづらうございますので、改めてちょっと確認をいたしとります。この子どもの範囲が、ここで示されたというところでございます。

同条第3号イの改正箇所については、次条繰り下げと1歳到達日の略称を規定する改正であります。新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

育児休業法第2条第1項の条例で定めるものとして、第2条の2で新たに追加するものです。育児休業にかかる子の範囲を拡大する内容となっております。具体的には、いわゆる養子縁組、里親として職員に委託しようとしたけれども、実親等の同意が得られなかったために養育、里親として職員に委託された児童を子の範囲に加える規定となっております。

3ページをご覧くださいと思います。

3ページの第3条第1項を全部改正し、第2号以下を1号ずつ繰り下げ、第2号を新たに加えております。第3条は、見出しにありますように、育児休業法第2条第1項のただし書きの条例で定める特別の事情について、規定をいたしております。育児休業法第2条第1項では、一般の職員を例に申し上げますと、子を養育するためにその子が3歳に達するまで育児休業をすることができることとしておりますけれども、ただし書きにおきまして3歳に達するまでに一度復職した場合や、育児休業の執行取り消しがなされた場合には、条例に定める特別の事情がない限り限り、再度の休業が認められないこととなっております。この特別な事情として、第3条、特別な事情があればいいと、逆に言えばそういう形になります。その特別な事情としては、第3条第1項1号では、育児休業の対象となる子の次の子を妊娠又は出産したことにより、承認が執行した場合で、次の子が死亡した場合や、その子が養子縁組等により、職員の子でなくなった場合は、再度の育児休業が認められることとなります。

最初の子どもの育児休業を取っておりました途中で、また新たに子どもができた、そうしますと、産前産後休暇になりますので、育児休業が一旦ストップいたします。ところが、そのできました子どもが何らかの事情で亡くなったりとかなった場合は、再度、それを特別な事情として、また新たに育児休業を取ることができますと、平たく言えばそういうことでございます。

第2号につきましては、育児休業に係る子以外の別の子に係る育児休業を承認するときは、先の育児休業に係るこの承認は取り消されますが、別の子、後に承認された子が死亡したり、職員の子でなくなった場合に加えて、特別養子縁組が成立しなかった場合や、養子縁組が成立しないまま里親の委託が解除されたときは、先の育児休業が再度認められるものでございます。

次に、4ページの第10条の改正について説明をいたします。

育児休業法第10条に、育児短時間勤務の規定がございます。育児短時間勤務とは、養育する子が小学校就学の始まる時期に達するまで、法律に規定された短時間の勤務形態を選択して勤務することができるものでございます。普通のフル活動を100としますと、100分の80とか、60とか、

そういう規定がございます。この育児短時間勤務は、養育する子の1人について、承認期間が終了した場合、1年を経過しなければ、再度の当該勤務が認められません。ただし、条例に定める特別の事情があれば、1年を経過せずとも、再度の当該勤務を行うことができるとされています。この条例を10条に、この特別な事情を定めているものでございます。

第10条第1項の全部を改正し、第2号以下を1号ずつ繰り下げ、第2号を新たに追加しております。

第1号では、短時間勤務をしている職員が、次の子の産前休業をはじめ、又は出産したことにより、勤務の承認が失効した後、次の子が死亡し、又はその子が養子縁組等により、職員の子でなくなった場合は、短時間勤務の失効後、1年を経過せずとも、再度の短時間勤務を行うことができるということになります。

第2号では、育児短時間勤務に係る子以外の別の子に係る当該勤務を承認するときは、先の勤務時間の承認は取り消されますけれども、この別の子、後に承認された子が死亡したり、職員の子でなくなった場合、又は養子縁組等に成立しなかった場合や養子縁組が成立しないまま里親の委託が解除されたときは、短時間勤務の取り消し後、1年を経過せずとも再度の短時間勤務を行うことができるという内容です。

次、19条の改正について5ページをお開きください。

労働基準法67条の規定による育児時間とは、今度は労働基準法です。

職員が生後1年に達しない子を育てる場合、1日2回、それぞれ30分以内で取得できる有給休暇であります。また、勤務時間条例第16条の規定によると、介護時間の承認とは、同条第14の2で新たな制度として設けられております介護時間一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内で1日につき2時間を超えない範囲で取得できる有給時間でございます。の承認を指しています。

そして、部分休業とは育児休業法第19条に規定する小学就学前の始期に達するまで、子を養育するために1日2時間以内で取得できる無給の休業であります。そうしますと育児休業時間、または介護時間の承認といった職員が部分休業の承認を受ける場合につきましては、それぞれ重複いたしますので、部分休業の中から、この育児時間と介護時間ですね、それを差し引いた部分の休業を認めるということになるものでございます。

第3項は、非常勤に係る部分休業の規定ですけれども、非常勤職員も第2項と同様、部分休業と育児時間、または介護をするための時間の承認が重複する場合の時間の制限について、規定をいたしております。

最後に附則についてですけれども、議案書裏の2ページ末尾ですが、この条例の施行日は、関係法令の施行日に合わせて、平成29年1月1日としておりますので申し添えます。

以上で説明を終わります。

日程第9 議案第81号 和水町税条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第81号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第81号、和水町税条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

和水町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますけど、所得税法等の一部を改正する法律の公布、及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行及び地方税法等の一部が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。中段の施行期日をご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、施行日が平成28年4月1日と平成29年1月1日と異なり、一つの一部改正条例で、町民税の減免と特例配当等に係る個人の町民税の課税の特例の二つを改正するものでございます。

別冊の新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

改め文の第1条関係でございます。町民税の減免の部分に新しく2項目を追加することにより、現状の規則等との整合性を図り、今年度の熊本地震に対応するために改正するもので、平成28年4月1日が施行日となります。

新旧対照表の次の8分の1ページ以降は、改め文の第2条関係でございます。平成27年11月26日に日本と台湾の間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、交流窓口機関により所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、公益財団法人交流協会と、亜東関係協会との間で取り決めが締結され、この取り決めに基づき、平成28年度の税制改正の中で、所得税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。この第2条の改正の概要ですけど、日本国居住者、または内国法人が構成員となり、かつ日本の租税が免除される台湾の団体が構成員が利子等及び配当等を得た場合、これまでは所得としては算定されておりましたが、改正により申告分離課税の区分が設けられ、構成員が特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得を得た場合の申告義務が新たに課されたことにより、申告等に基づき他の所得と区分して所得の3%の町民税が課税されます。

施行日は、平成29年1月1日となります。

以上で、和水町税条例の一部改正についての説明を終わります。

日程第10 議案第82号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第82号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○**税務住民課長（樋口哲男君）** ただいま議題となりました議案第82号、和水町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

裏面の2ページをお開きいただきたいと思っております。

提案理由でございますけれども、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正するものであります。

改正の概要につきましては、議案第81号の改め文、第2条の内容と同じで、日本と台湾との関係でございますけど、この条例の改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等については、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとなります。

施行日は、平成29年1月1日となります。

簡単でございますけど、以上で、和水町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

日程第11 議案第83号 和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について

○**議長（杉本和彰君）** 日程第11、議案第83号「和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○**建設課長（坂本政明君）** 議案第83号、和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

新旧対照表をご覧ください。

分担金の徴収範囲の第2条に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を加えます。また、別表の種別の欄に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金の欄に「事業費の10分の1以内」を加えるものです。

附則ですが、この条例は公布の日から施行いたします。

提案理由といたしましては、今年の6月22日に発生した内田地区の斜面崩落災害が、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に採択されましたので、本事業費の分担金割合を定めるため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。これがこの条例案を提出する理由です。

以上、議案第83号、和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。

○**議長（杉本和彰君）** しばらく休憩します。25分から開会します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時31分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第84号 平成28年度和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第84号「平成28年度和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第84号、平成28年度和水町一般会計補正予算についての提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をご覧くださいと思います。

平成28年度和水町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,750万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,610万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の追加及び変更は「第3表 地方債の補正」による。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治。

それでは、歳入のほうから御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明しますので、11ページをご覧くださいと思います。

歳入、12款の土木費分担金に450万円を追加します。これは、内田区のがけ崩れ箇所への工事に係る受益者負担金でございます。

同じ14款、その下、1目民生費国庫補助金に362万3,000円を追加いたします。これは27年度の決算を踏まえての障がい者の日常生活のための過年度分の追加措置分と、現年度の障がい児通所給付費分の追加補正でございます。

その下、3目災害復旧国庫負担金を4,687万7,000円減額するものでございます。これは公共土木災害復旧費の中で地震による災害復旧工事費と国庫負担金として100%の収入としていた国庫負担金ですけれども、国の査定の結果、地震による災害から地震後の長雨による災害へと変更になった分でございます。地震によりますと100%、長雨等々になりますと3分の2の補助になります関係上、この国庫負担金が減額になったというところです。

続きまして、4款の衛生費国庫補助金を228万7,000円を減額します。これは、地震後の瓦等々のがれき処理について、予算措置を行ってございましたけれども、当初の予算を下回ったというところでございます。

その下、4目の土木費国庫補助金に4,302万2,000円を追加します。これは、江田高野線、内田吹野線の道路改良に係る国の補助金とプラス内田地区のがけ崩れに係る補助金でございます。

一番下、15款の2目民生費県負担金を222万2,000円を減額いたします。主な原因といたしましては、熊本地震による半壊と大規模半壊に診断されました家屋の応急修理費補助額が当初の見込みを下回ったというところです。

12ページをお開きください。

15款県支出金の中の1、総務費の県補助金でございます。300万円を追加いたします。これは熊本県が指定します土木災害危険区域に住居があった場合、その住居の移転の費用を最高300万円まで県が補助する事業でございます。今回上十町地区、猿掛地区で1件の申請が上がったものを予算化しているものでございます。歳出にも同額を計上いたしております。

その下、4目農林水産業費県補助金に1,345万5,000円を追加いたします。農業農村整備事業補助金の暗渠排水工事追加分として945万円と、担い手収益力向上支援事業の200万円でございます。これはミカン、キウイ土壌分析に係る補助金でございます。

その下、8目災害復旧県補助金に336万1,000円を追加します。農地等の災害復旧費補助でございます。

その下、9目土木費補助に908万9,000円を追加いたします。内田地区のがけ崩れに対するものでございます。

歳入、18款繰入金、介護保険事業会計繰入金に750万4,000円を追加いたします。和水町介護保険事業会計の平成27年度決算を踏まえ、介護給付費の返還金が生じ、一般会計への繰出金として予算措置がされているものでございます。本会計では繰入金で受け入れをいたしております。

その下、2項基金繰入金の産業廃棄物処理施設地域振興基金に10万6,000円、これは内田地区の分でございますが、草刈機代の修理費に充てるというところでございます。

13ページ、20款諸収入でございます。雑入に139万7,000円を追加いたします。

主なものといたしまして、後期高齢者医療費療養給付費負担金の広域連合からの返還金でございます。

最後に、21款町債、土木債に2,280万円を追加いたしております。

14ページをお開きください。歳出について説明をいたします。

なお、人件費につきましては、人事院勧告による補正、それと年度途中での人事異動等々につきましての補正分でございますので、説明等は割愛させていただきます。

それでは、2款総務費、5目財産管理費に50万8,000円を追加いたしております。これは、現在庁舎の太陽光売電システムを導入しております。本システム更新のためには5年前に管理費といたしまして45万から50万円ほどかかっております。しかしながら、余剰電気売電システムというのを導入しておりますので、売電するまでの発電があっておりませんので、この更新が来年2月になっております。この更新時期を前に一応システムを管理費が発生しないように、新しいシステムに替えると、元のシステムに替えるというものでございます。太陽光の発電は引き続きやるということです。

15ページをお開きください。

紙面下の3款民生費、障害福祉費に489万7,000円を追加いたします。これは障がい児の通所サービスに係る扶助費の増加によるものでございます。

16ページをお開きください。

3款民生費の災害救助費から396万2,000円を減額いたします。これは熊本地震による大規模半壊と半壊、そういった修繕料でございます。当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

17ページをお開きください。

4款衛生費の中の清掃総務費から441万1,000円を減額いたします。

これも熊本地震により被災しました半壊以上の家屋の取り壊しの分です。取り壊しに係る費用の減額です。これも当初を下回ったという理由でございます。

6款農林水産費、4目の中山間地域直接支払事業費に111万5,000円を追加いたします。協定農地の増加によるものでございます。5目に果樹園芸振興費に200万円を追加いたします。歳入でも説明いたしました担い手の収益力向上支援事業に係る土壌分析に係る件数の増加分によるものでございます。

一番下、9目、土地改良事業に945万円を追加いたします。これは暗渠排水事業として、農家に補助金として交付し、これまで農家発注により実施をしてきた事業が、町の直接発注による事業へと変更になっております。変更に伴い、その下、19節の補助金を減額し、工事請負費と組み替えを行い、新たに追加となった分を補正額に計上したものでございます。

18ページをお開きください。

7款商工費、81万円を追加します。菊水ロマン館の温泉圧力タンクの取り替え工事の補正によるものでございます。

19ページをお開きください。

8款土木費の道路新設改良（補助）に2,200万円を追加いたします。これは国の補正予算の成立によりましてですね、社会資本整備総合交付金が追加されたことによる増額でございます。

続きまして、その下、8款土木費の中の砂防費4,536万円を追加いたします。これは内田区がけ崩れに係る地質調査設計費等々の委託料と工事請負費の補正によるものです。

その下、土木費の中の1目公共下水道に357万8,000円を追加いたします。これは、下水道施設の汚泥攪はん機の修理費に充当するものでございます。下水道事業会計へ繰り出すものでございます。

その下、9款消防費に1,140万円を追加いたします。これは内田区の県道沿いにあります防火水槽が歩道整備に伴い撤去されることとなっております。このことを踏まえ、内田区では新たな防火用水槽の設置ではなく、近くを流れる用水、水路等を防火用の水利としたい旨の要望がっております。そのため救急車両等が接近できるよう、道路整備等を行う必要がございますので、その工事の設計業務委託料を計上いたしておるところでございます。

その下、5目災害対策費に300万円を追加いたします。これは歳入で説明いたしました十町地区の危険区域にある部分の移転費用でございます。

21ページをお開きください。

10款教育費の体育施設費に200万円を追加いたします。和水町総合グラウンドに簡易なランニングコースを整備する分として計上いたしております。

一番下、11款災害復旧費、災害復旧総務費に279万円を追加します。これは公共土木災害復旧に係る町道西光寺中林線の測量設計委託の増額によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、6ページをお開きください。

第2表に、債務負担行為補正の説明でございます。広報誌印刷製本を平成29年度までを期間として限度額を300万円として計上するものでございます。

続いて、7ページをお開きいただきたいと思っております。

第3表、地方債補正でございます。まず、追加分として計上いたしております。災害関連対策事業として、限度額1,300万円を計上いたしております。内田区がけ崩れの分に充当する分でございます。公共事業等債を財源といたしております。

その下、災害復旧事業として、限度額2,280万円を計上いたしております。歳出で説明した災害復旧費の公共土木災害復旧費の財源とするものです。災害復旧事業債を財源といたす計画でございます。

8ページをお開きください。8ページは変更分を計上いたしております。説明いたします。

道路整備事業として、限度額に910万円を追加いたしまして、右に掲げています2億4,770万円とします。江田高野線工事に充当する部分でございます。過疎債を財源といたします。

その下、市町村合併支援道路整備事業に70万円を追加し、520万円といたします。植木大牟田線の県工事に係る町の負担分でございます。合併特例債を財源といたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。以上です。

日程第13 議案第85号 平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第85号「平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただいま議題となりました議案第85号、平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算の提案理由の説明を申し上げます。

まず、表紙の裏面をご覧ください。

平成28年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,668万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,544万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

まず、補正予算の中に入ります前に、今回の補正の概要について申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年度の介護保険会計の決算に伴います国、県、町からの交付金の精算によるそれぞれ返還金が生じておりますので、それによります補正になっております。

それでは、歳出のほうから申し上げます。事項別明細書ありますが、歳出のほうで、まず6ページ、資料のほうで説明をさせていただきます。

1款総務費のところですが、1項総務管理費、1目一般管理費13万円を増額し、2,696万3,000円とするものです。これは人事院勧告によるものでございまして、給料と職員手当等の増額になります。

それから、その下の7款諸支出金のところですが、1項償還金、2目償還金を1,905万3,000円を増額し、1,928万5,000円とするものです。その内訳は、23節償還金利子及び割引料の返還金1,905万3,000円の補正になります。これは平成27年度に国・県から介護給付費及び地域支援事業分に対する交付金として受け入れました額に実際平成27年度に決算しましたところ、所要額が下回ったということで、国・県への返還金を補正するものでございます。国への返還が1,733万7,951円、県の返還が171万5,767円の合計1,905万3,718円となります。

続きまして、同じく諸支出金の2項繰出金のところですが、1目繰出金を705万4,000円増額し、705万5,000円とするものです。内訳としましては、28節の繰出金の一般会計への繰出金で705万4,000円を増額補正するものです。これも平成27年度の一般会計から介護給付費地域支援事業、それから事務費を繰入金としていただいておりますが、決算に伴いまして、所要額が下回ったということで、一般会計への、こちらからいきますと繰出金ということで、介護給付費が507万6,000円、地域支援事業分が14万5,291円、事務費分が228万1,873円の合計の750万4,033円になります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

戻りまして、5ページをご覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金を13万円追加し、3,668万1,000円とするものです。これは、先ほど人事院勧告に伴います人件費の増額でございます。

8款繰越金のところですが、1項繰越金、1目繰越金を2,655万7,000円追加し、3,635万円とするものです。内訳としましては、前年度の繰越金を2,655万7,000円増額しております。これは先ほど歳出で申し上げました国、県、町、そちらへ返還する分の歳入の財源調整になります増額補正でございます。

以上で、歳入の補正の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます、議案第85号、平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明とさせていただきます。

日程第14 議案第86号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第86号「平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第86号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

裏面をご覧くださいと思います。

平成28年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,521万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

歳入について説明いたします。6ページをご覧ください。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金148万5,000円を増額補正いたしまして、総額を1,171万7,000円とするものでございます。これは前年度繰越金を歳入財源として充当するものでございます。

歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、これを148万5,000円増額いたしまして、4億8,013万5,000円とするものです。

内訳といたしまして、人件費に係るものにつきましては、人事院勧告による改定でございます。それと職員の退職によるものもでございます。

11節の需用費、14万3,000円は、夏祭りに使ったときの食材費の7万3,000円でございます。それと、きくすい荘の専用封筒の印刷費7万9,000円でございます。

次に、債務負担行為の追加について、説明いたします。3ページをご覧ください。

給食費を平成29年度から委託する予定でございます。そのため、今年度中に業者の選定をする必要がございます。29年度以降の予算の裏づけを必要とするため、今回、平成29年度、30年度の2カ年度分の債務負担行為1億3,917万円を計上いたしました。

以上で、議案第86号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。

御承認くださいますよう、お願いいたします。

日程第15 議案第87号 平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第87号「平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第87号、平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

裏面をご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,756万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,237万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

内容につきましては、歳出のほうから御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

1款総務費、1目一般管理費を6万1,000円増額し、972万円としております。

内訳としましては、人件費等の増額補正でございます。

次に、1款総務費、1目施設管理費を1,750万増額し、1億3,505万5,000円としております。その内訳は、11節需用費の修繕料として100万円、15節工事請負費として1,650万円を増額しております。

修繕料につきましては、冬場の凍結等による管の破裂による漏水が発生した場合、素早く対応するために今回補正をお願いするものでございます。

また、工事請負費につきましては、平成28年度の2次補正により、平成29年度に予定しておりました工事を前倒しして実施いたしたいので、今回補正をお願いするものです。工事の内容につきましては、大藤施設の配水池工事として配水ポンプを担い、配水場の場内配管、場内整備等を行います。また、配水管の布設を455.5メートル実施するものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1目総務費国庫補助金としまして、簡易水道等施設整備費補助金を101万9,000円を減額し、2,895万3,000円とするものでございます。この補正額につきましては、当初の補正交付予定額から一次補助の補助金交付決定額と二次の補助交付額を差し引いたものでございます。

次に、6款繰越金、1目繰越金、歳入歳出調整のため前年度繰越金として668万円を計上いたしております。

次に、8款町債、1目衛生費として簡易水道事業債600万円、過疎対策事業債として590万円、合わせて1,190万円を増額するものでございます。

以上で、議案第87号、和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第16 議案第88号 平成28年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第88号「平成28年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第88号、平成28年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

裏面をご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,565万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

はじめに歳出のほうから御説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

1款総務費、1目一般管理費に7万4,000円を増額し、1,232万7,000円としております。

内訳としましては、人件費等による増額補正でございます。

次に、2款土木費、1目下水道施設運営費に237万7,000円を増額し、4,823万6,000円となります。

内訳といたしましては、需用費として修繕料が190万7,000円と医薬材料費47万円を増額補正するものでございます。修繕料といたしましては、浄化センターの汚泥設備のかき寄せ機のローラーが故障いたしまして、汚泥の処理に支障を来しておりますので、修繕工事を行うための補正でございます。

また、医薬材料費につきましては、汚泥臭のための医薬材料が必要となったために増額するものでございます。

次に、歳入でございますが、5ページをお願いいたします。

4款繰入金、一般会計繰入金として357万8,000円を計上しております。

5款繰越金、繰越金として112万7,000円を減額するものでございます。これは平成27年度の事業費が確定したことにより、今回補正を行うものでございます。

以上で、議案第88号、和水町下水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第17 議案第89号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第17、議案第89号「平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第89号、平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

平成28年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,955万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

次の1ページをご覧ください。歳入の補正から説明いたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金を11万5,000円増額補正しております。これは、国の人事院勧告による人件費分の事務費繰入金です。合計欄をご覧くださいますと、補正前1億4,943万7,000円に、今回11万5,000円を補正し、1億4,955万2,000円とするものです。

次に、2ページをお開きください。

歳出の補正です。1款総務費、1項総務管理費を11万5,000円増額補正しております。歳入で申しあげました国の人事院勧告による人件費で、給料及び職員手当等の補正です。歳出合計では11万5,000円を補正し、計で1億4,955万2,000円とするものです。

以上、簡単ではございますが、議案第89号、平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第18 議案第90号 平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第18、議案第90号「平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池田宝生君

○病院事務部長（池田宝生君） それでは、ただいま議題となりました議案第90号、平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙裏面をご覧くださいと思います。

平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）。

総則第1条、平成28年度和水町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、平成28年度和水町病院事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款病院事業収益、補正前の額9億8,521万1,000円、補正額10万6,000円、計9億8,531万7,000円。第1項医業収益8億1,467万5,000円、補正額10万6,000円の増、計8億1,478万1,000円。

支出。第1款病院事業費用、補正前の額9億8,521万1,000円、補正額10万6,000円、計9億8,531万7,000円。第1項医業費用、補正前の額9億1,376万8,000円、補正額10万6,000円の増、計9億1,387万4,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第3条、予算第7条中に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費6億6,791万7,000円、補正額9万円、計6億6,800万7,000円。

平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

補正の内容につきまして、説明申し上げます。3ページをご覧いただきたいと思います。

第1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で運営審議会に係る報酬として9万円の増でございます。

同じく、3目経費、審議会開催に係る費用弁償として1万6,000円の増額をお願いしております。例年運営審議会は2回開催しておりますけれども、本年度策定いたします新公立病院改革プラン策定に伴いまして、追加の運営審議会をお願いしたいと思っております。

そこで追加補正をするものでございます。なお、収入につきましては、前ページの2ページ、1款1項1目入院収益で10万6,000円の増額をお願いしております。

以上、議案第90号、平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第19 議案第91号 字の区域の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第19、議案第91号「字の区域の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） 議案第91号、字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、和水町の字の区域を次のとおり変更するものとする。平成28年12月9日提出、和水町長、福原秀治でございます。

字の変更につきましては、表のとおりでございます。

「大字和仁字古城」を「大字和仁字日明前」、「大字東吉地境谷」に変更します。

また、「大字和仁字日明前」を「大字東吉地字境谷」に変更いたします。「東吉地字境谷」を「大字和仁字日明前」に変更します。「大字板楠漆尾」を「大字板楠後倉」に変更いたします。それから、「大字板楠茶屋平」を「大字板楠後倉」に変更いたします。

詳しくは、添付しております図面のとおりでございます。

提案理由を申し上げます。

和水町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。これは県営和仁和水西部地区、東部地区圃場整備事業の換地に伴うものでございます。

御審議のうえ、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第20 陳情等の常任委員会付託について

○議長（杉本和彰君） 日程第20、陳情等の常任委員会付託につきましては、陳情等文書受付一覧表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告します。

○議長（杉本和彰君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

12日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後0時15分